

A5-7-P 超高齢社会におけるごみ集積所管理の実態と課題の整理

○ (正) 鈴木 薫、(正) 多島 良
国立研究開発法人国立環境研究所

1. はじめに

我が国のごみ収集は、戸別収集を行っている一部市町村を除き、多くがごみ集積所を通じて行われている。ごみ集積所の管理は原則として利用者である市民が行うこととなっており、その多くは自治会に依拠したごみ収集が行われている。[1] しかし近年、高齢化や自治会加入率の低下による自治会のごみステーション管理能力の低下などを理由に戸別収集を導入する市町村もあり [2]、従来通りのごみ集積所管理が困難な地域が増えてくることも予想される。

本研究は、超高齢社会におけるごみ集積所管理のサポート手法を検討することを目的としており、本報告はその第一段階として、現時点でのごみ集積所管理の実態と課題について調査を行ったものである。

ごみ集積所の
実態
について



ごみ集積所の
課題
について



平成22年より「集積所改善相談窓口」や「集積所快善（改善）隊」を発足・活動を続けてきた知見・経験を共有いただいた。

ごみ集積所の実態と課題の把握

地域住民による管理の副次的効果の把握

ごみ集積所の形態別の地域特性・特徴、課題の把握

高齢化社会におけるごみ集積所管理のサポート手法の検討

実際の自治会でのサポート手法の選択・実施と評価

研究全体の枠組みと本報告の位置づけ

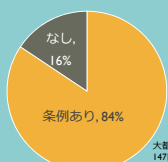
2. ごみ集積所の実態

(1) 行政におけるごみ集積所の位置づけ・把握状況

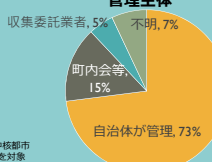
廃掃法 第6条の二

「土地または建物の占有者は自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。」

集積所に係る条例の有無

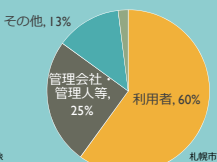


集積所の数や位置情報の管理主体

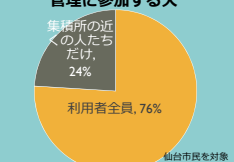


②ごみ集積所の管理者

集積所を清掃・管理する主体



管理主体が利用者のケースで管理に参加する人



①廃掃法にはごみ集積所に係る具体的な記述はない。

②多くの自治体では条例等でごみ集積所の設置や管理基準を定めている。

③集積所の数や位置情報の全国的な統計はなく、情報の管理主体もまちまち。

⑤集積所の管理主体は利用者だけでなく、管理会社・管理人、管理組合など様々ある。

⑥利用者同士の間で管理負担が不公平な場合もある。

④ごみ集積所の形態は様々だが、その情報を収集・把握している市町村はほとんどない。

身近なものだけど分からないことが沢山あるのね。

3. ごみ集積所の課題と対応状況（横浜市の場合）

ハード面での対応

- センサーライト設置
- 鍵つきボックス等で利用可能者を制限

- カラス除けネットの交換及び改善



あふれたごみを覆えるようにネットを拡大する・重りをつけるなど

- ネットボックスの貸出



最初に捨てに来た人が広げて、回収後に収集業者が置いたため、ごみ当番が要らなくなる

ごみ集積所の管理上の課題

ごみ排出ルールの不徹底

① ごみの投げ捨て・後出し

② ごみの未分別

集積所の形態・規模が不適切

③ カラスや小動物による荒らし

④ 集積所の容量不足

衛生環境の悪化

ごみの散乱

ごみの取り残し

管理に係る住民の負担の増加・集中

⑤ 周辺住民・ごみ当番の負担の増加

⑥ 特定の人に管理負担が集中

地域のコミュニティの弱体化

⑧ 既存の自治会等の担い手不足

⑨ 認知症・身体機能低下による分別・ごみ出し困難者の増加

ソフト面での対応

- 掲示物の設置
- 多国語言語化
- 立ち合い・指導
- ごみの記名式の採用
- 集積所の移動・廃止

- 集積所の分散

★未分別のごみの取り残しはごみの投げ捨て・後出しを誘発することもあり、継続の可否を検討中・・・

管理の負担が分散できるようなソフト面の取組はないのかな？

【まとめと今後の研究方針】

- ① ごみ集積所は全国的な統計データは存在せず、特にその形態に係る情報は少ない。今後高齢化が進む中で、地域によってどのような集積所が問題となり、どのような形態や管理手法に切り替えていくべきか、地域特性等も含めてさらなる調査が必要と考えられる。
- ② 横浜市におけるごみ集積所の管理上の課題から、今後の研究の方向性として、ごみ集積所管理の負担を減らすことと、管理の担い手を確保することの両面から、超高齢社会における集積所の問題にアプローチしていく必要性が示唆された。